

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉敷愛児園（以下「当法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 当法人の役員等は、非常勤とする。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、以下のとおりとする。

[役員報酬]

理事

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000円
業務執行理事	月額 100,000円
業務担当理事	上限月額 50,000円
理事会等会議への出席	日額 13,500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 6,000円

※理事長、業務執行理事は、日額の報酬支給は行わない。

※業務担当理事を任命した際の報酬月額は評議員会にて決定する。

監事

	報酬の額
監事監査等への出席	日額 27,000円
理事会等会議への出席	日額 13,500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 6,000円

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 13,500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 6,000円

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族

に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

2 前項の規定にかかわらず、役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

一部改正

平成30年 4月 1日

令和 3年 6月10日

令和 4年 6月14日